

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成31年3月4日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 48 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 49 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 50 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 51 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 6 議案 第 52 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 7 議案 第 53 号 農作業標準料金の決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成31年3月4日(月)
 2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
 3. 農業委員の定数 14名
 4. 総会に出席した農業委員の数 14名
 - 1番 北田 直喜
 - 2番 谷越 彦茂
 - 3番 沖本 喜久雄
 - 4番 野崎 努
 - 5番 小坂 芳夫
 - 6番 谷口 敬蔵
 - 7番 石坂 誠一
 - 8番 中山 修
 - 9番 徳本 久邦
 - 10番 原 武雄
 - 11番 関口 たず子
 - 12番 中田 登與志
 - 13番 中島 悦子
 - 14番 杉山 篤勇
 5. 総会に欠席した農業委員の数 0名
 6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 4名
 - 上中島地区 溝口 敏正
 - 加積地区 畠山 勇
 - 道下地区 大崎 章博
 - 西布施地区 谷崎 雅彦
 7. 議事録署名委員
 - 4番 野崎 努
 - 5番 小坂 芳夫
 8. 総会に出席した職員
 - 事務局長 浦田 誠
 - 庶務係長 五十嵐 孝
 - 主査 杉本 ゆき子
 - 主任 高木 宣行
 - 主事 横田 悠介
-

【開 会：午後1時30分】

杉山会長： それではただ今から平成30年度3月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、4番野崎委員、5番小坂委員にお願いいたします。

議案第48号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

横田主事： 議案第48号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

今月の申請は上中島地区の1件のみで面積が6,701.3㎡です。

それでは次のページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第48号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各基準を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われます。事務局からの説明は以上です。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。
それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

野崎委員： 事務局説明のとおり、問題無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明を求めましたが、今回は、地区担当推進委員も出席しておられますので、何かご意見がありましたらご発言願います。

溝口委員： 周辺一体の農地を耕作していますので、良いのではないかと思います。

大崎委員： 譲受人は本当に田んぼを耕作されるのですか。

溝口委員： 現在災害により一部通行不可となっておりますが、復旧する見込みであり、耕作される予定です。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは許可決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第48号は許可決定いたします。
議案第49号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第49号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の4条申請は2件ございました。転用別内訳は、表のとおり

りで、地区別の内訳は旧魚津町地区1件、下中島地区1件、合計面積が313㎡です。それでは6ページ目の総括表を読み上げてご説明いたします。

【議案第49号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： では、担当確認委員の説明をお願いします。

原委員： 1番違反転用ということで始末書も確認しました。既に建てしまっており、事務局説明のとおり進めるのが良いと考えます。

石坂委員： 2番について、農業用倉庫ということですが、現在は少し離れたところにあります。また、宮津地区がほ場整備を進めているということもあります。自宅の隣接地に建てられ効率よくやりたいということです。問題無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当地区委員からの説明が終わりました。地区担当推進委員も出席しておられますので、含めて何かご意見がありましたらご発言願います。

幅委員： 特に問題ないと思っています。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第49号は許可決定いたします。議案第50号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主任： 議案第50号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する

意見決定についてご説明いたします。8ページ目をご覧ください。

【議案第50号 議案書をもとに朗読】

以上、農地の区分と転用目的については適当であると考えられ、すべての許可要件を満たしていると考えますので本案件の事業計画変更申請に問題はないものと考えられます。

杉山会長： 続きまして担当地区委員の説明をお願いします。

小坂委員： 耕作されていない土地でありました、特に問題無いと思います。

杉山会長： ただいま地区委員からの説明が終わりましたが、地区担当推進委員も出席しておられますので、含めて何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第50号は意見決定いたします。

議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主任： 議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。11ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は4件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は加積地区2件、道下地区1件、西布施地区1件、合計面積が3,562㎡です。それでは12ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第51号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

小坂委員： 1番の案件について、事務局から説明のあったとおり何の問題も無いと思います。

2番の案件についても、先ほど説明しましたので割愛します。

原委員： 3番について、事務局からの説明のとおり問題ないと思います。

谷越委員： 4番について、県外から大型トレーラーにより重機を運び込んで修理されるということで、その出入りに支障があるため、拡張したいとのことです。また、元々耕作せず草刈りのみの管理でありましたので、併せて、工場の資材置場とするとのことで、問題無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員からの説明が終わりました。

本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

畠山委員： 2番について、前回相木新地内を整備した際、調整池がしっかり管理されておらず、よく詰まっているため、新しくやり直すとのことです。市の方からも業者に管理を徹底するように業者をお願いしてほしい。

大崎委員： 農林水産課の担当ではないのでは。

高木主任： 調整池の計画等は都市計画課になります。事前調整の場で、農業委員会としての意見を求められますので、その際に発言したいと思います。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第51号は意見決定いたします。

杉山会長： 議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について事務局より説明を求めます。

杉本主査： 議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明いたします。魚津市長より平成31年2月26日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。15～16ページが総括表、17ページからが一覧表になります。今月の案件は、1議案66件で、農協を通じて利用権設定をする転貸が59件、農地中間管理機構である富山県農林水産公社を通じて行う転貸が7件であります。新規と再設定の内訳は、新規が22件52筆85,366㎡、再設定が44件157筆178,765㎡です。全て合わせると66件209筆264,131㎡です。

以上の計画は、農用地の利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

中田委員： 163・164番の所有者ですが、既に亡くなっておられるかと思いますが、どのような処理になるのですか。

杉本主査： まだ名義変更されていないようです。相続権者の過半の方から同意の届出をいただいております。今後正式に相続ののち、中間管理機構へ報告し相続人の方へ変更予定です。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第52号は総括表記載のとおり決定いたします。

議案第 53 号、農作業標準料金の決定について、事務局より説明を求めます。

五十嵐係長： 議案第53号について説明いたします。

【議案53号 議案書をもとに朗読】

以上の農作業標準料金については、農作業標準料金に関する検討会を平成31年2月13日に開催し検討した結果、適正なものと認められましたので、決定していただきたいと思えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは原案どおり決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第53号は原案のとおり決定いたします。

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時30分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第3条調査書

議案第48号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は、現在は水稻や白菜等が耕作されており、権利取得後も引き続き同様の利用形態で耕作する。本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、2月22日、沖本委員と事務局高木、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第4条調査書

議案第49号 受付番号1番

申請者		作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法上の用途地域内（商業地域）に位置していることから、農地区分は第3種農地と判断します。 転用許可基準は原則許可となります。	
転用目的	申請地は魚津駅前の商業施設や飲食店が立ち並ぶ地域に位置し、需要が十分見込める地域であり、貸店舗として利用されます。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら一部を住宅敷地として無断転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に建築済みであるため新たに必要な資金はありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に建築済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、貸店舗のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は貸店舗を建設する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁が設けられており、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されています。生活排水は公共下水道を利用し、雨水排水については、隣接する市道側溝へ放流します。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第4条調査書

議案第49号 受付番号2番

申請者		作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね15haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業実施区域内農地であり、農地の区分は第1種農地と判断します。 転用許可基準は、既存地拡張です。	
転用目的	現在既存の車庫に農機具等も格納しているため入りきらない自家用車について屋外に駐車しておりますが、農機具・資材を整理するために自宅と隣接する自己所有農地に新たに業用倉庫を設けます。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画であります。資金を通帳の写しで確認しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに造成工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農業用倉庫敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は農業用倉庫を建築する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート壁が設けられ、隣接農地等に被害の及ばぬように十分配慮されています。雨水排水については、申請地に接する既存排水路に放流します。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第51号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	<p>申請地は、道路に接している農地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に新川高校の教育施設、魚津労災病院の医療施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。</p> <p>転用許可基準は、原則許可となります。</p> <p>また、道路に接していない農地は、10ha未満(9ha)の集団規模の区域内にある農地で、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。</p> <p>転用許可基準は、隣接地との一体利用です。</p>	
転用目的	<p>申請地周辺にはJAの支店や労災病院があり、通勤者用の駐車場需要があると見込んでいる。また、周辺の住宅は敷地が狭く自家用車1台分の駐車スペースをしか無いため、需要を見込み12台分の貸駐車場敷地として利用する計画です。</p>	
資力及び信用	<p>申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金でまかなう計画で残高証明書を添付しておりますので、適当であると考えます。</p>	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	<p>申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。</p>	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	<p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。</p>	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	<p>申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。</p>	
計画面積の妥当性	<p>申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、貸駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。</p>	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	<p>申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は貸駐車場敷地を建築する目的であり該当しないと考えます。</p>	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	<p>隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接農地に雨水が流入しないようにするとともに、雨水排水については、申請地に接する既存排水路へ放流します。生活排水は発生せず、周辺農地等に被害を及ぼすことはないと考えられ問題ないものと考えます。</p> <p>今回の転用によって集団農地を分断することはありません。</p>	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第51号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	<p>申請地は、道路に接している農地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に清流小学校の教育施設、魚津労災病院の医療施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。</p> <p>転用許可基準は、原則許可となります。</p> <p>また、道路に接していない農地は、10ha未満(9ha)の集団規模の区域内にある農地で、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。</p> <p>転用許可基準は、隣接地既存地拡張です。</p>	
転用目的	<p>申請者の譲受人は、不動産業を営んでおり、主に建築業者と提携しながら宅地分譲を手掛けていますが、申請地の隣接敷地で9区画の住宅用地を販売したところ、即完売となったため、需要に応えるため、新たに注文住宅敷地4区画として整備する計画です。</p>	
資力及び信用	<p>申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金でまかなう計画であり、残高証明書が添付されており、適当であると考えます。</p>	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	<p>申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。</p>	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	<p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。</p>	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	<p>法定外公共物(水路)がありますが、土地区画整理事業による整理後市道として市に寄付する予定であり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。</p>	
計画面積の妥当性	<p>申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、4区画の注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。</p>	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	<p>申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅敷地を建築する目的であり該当しないと考えます。</p>	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	<p>造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。</p> <p>生活排水は公共下水道を利用し、雨水等の排水については、申請地内に計画される公園に流用計算に基づく必要な調整池を設け、流用調整のうえ隣接する排水路へ放流する排水計画が申請書に添付されており、問題ないと考えます。</p> <p>今回の転用によって集団農地を分断することはありません。</p>	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第51号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（近接商業地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	申請地は魚津駅西広場の付近に位置し、住宅需要が十分見込める地域であり、2区画の宅地造成（更地分譲）として利用します。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金でまかなう計画であり、通帳の写しが添付されており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、宅地造成（更地分譲）として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、農地法施行規則第47条第1項第5号への規定に該当するものであり、問題ないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣に被害の及ばぬように十分配慮します。生活排水は公共下水道を利用し、雨水排水については、申請地に接する市道沿にある既存側溝へ放流します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第51号 受付番号4番
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね25haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、既存地拡張です。	
転用目的	申請者は建設機械の修理及び建設土建業を営んでいますが、既存敷地内が部品や重機車両で手狭になり、車両の入出庫の妨げとなっているため、隣接する申請地を新たに資材置場敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、全て自己資金でまかなう計画で、残高証明書が添付され必要な資金を確認しており適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになってはいますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになってはいますが、本件は、資材置場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになってはいますが、本件は資材置場敷地として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁が設置されております。また、雨水排水については地下浸透のほか前面水路に放流する計画で、生活雑排水は発生しませんので、周辺に与える影響はないものと考えられます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		